

公費解体制度(損壊家屋等の解体・撤去)について

公費解体制度

特定の災害により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、市町村が所有者に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度

公費解体申請受付の流れ(例)

【1】り災証明書の申請・受理

①り災証明書の申請 → ②各市町村税務課による家屋調査 → ③り災証明書の発行 → ④り災証明書の受取

【り災証明書で「全壊」で解体を希望する方】

申請

【2】被災家屋等の解体・撤去

※能登半島地震における課題※

①必要書類の準備

共有者全員の同意取得

②申請受付(市町村窓口)

建物性が失われた倒壊家屋等の対応

③解体前の現地調査(申請者・市町村)

三者立会の円滑化・効率化

④解体費の算定

⑤解体工事事業者の選定

・解体工事体制の強化
・宿泊地の確保
・自費解体の促進
・仮置場の追加確保
・広域連携の推進

⑥現地立会(申請者・解体工事事業者・市町村)

⑦解体工事

⑧工事完了確認(申請者・解体工事事業者・市町村)

⑨精算(市町村⇒解体工事事業者)

支払の円滑化

応
援
体
制